

# ○松阪市建設工事検査規則

平成19年6月1日規則第67号

## 改正

平成20年4月1日規則第42号  
平成21年2月3日規則第6号  
平成27年3月31日規則第30号  
平成29年3月31日規則第38号  
平成31年3月29日規則第15号  
令和2年3月31日規則第39号  
令和3年3月31日規則第35号  
令和4年3月31日規則第42号  
令和8年4月30日規則第 号

## 松阪市建設工事検査規則

松阪市建設工事検査規則（平成17年松阪市規則第65号）の全部を次のように改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 検査の通則（第7条—第14条）
- 第3章 完成検査（第15条—第18条）
- 第4章 出来高部分検査（第19条・第20条）
- 第5章 中間検査（第21条）
- 第6章 工程管理（第22条）
- 第7章 雑則（第23条・第24条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （趣旨）

第1条 この規則は、市が行う工事の検査及び施工管理について、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に基づく、松阪市契約規則（平成17年松阪市規則第64号。以下「契約規則」という。）及び松阪市建設工事執行規程（平成17年松阪市告示第6号。以下「規程」という。）の特例を定めるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

##### （定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事 規程第2条に規定する工事をいう。
- (2) 検査員 契約・検査担当参事、契約監理課職員及び市長が検査を命じた者をいう。

- (3) 監督員 工事を監督する職員をいう。
- (4) 受注者 規程の規定により工事の請負又は委託を契約した者をいう。

(検査)

第3条 工事に係る完成検査及び出来高部分検査は、すべて検査員が行うものとする。

2 検査員は、工事の施工途中において必要により中間検査を行うことができる。

(指示権限)

第4条 検査員は、第11条で定める検査の基準に基づき、工事の改善を図るため、所属長、主管部長、監督員、受注者に対し、設計又は施工技術等について助言又は指示することができる。

(検査の執行)

第5条 検査は、契約・検査担当参事の命を受けて行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、契約金額が200万円未満の検査は主管課で行うものとする。ただし、上下水道部及び地域振興局等においては、契約金額を300万円未満とする。

(検査の判定等)

第6条 検査員は、検査を行うときは、あらかじめ検査の対象となる工事の内容、契約条項、仕様書等を熟知しておかなければならない。

2 検査員は、厳正に検査を行い、合格又は不合格の判定をしなければならない。この場合において、合否の判定がし難い事項については、契約・検査担当参事の指示を受けなければならない。

## 第2章 検査の通則

(検査の申請)

第7条 工事の検査申請は、工事竣工検査申請書（様式第1号）、委託業務完成検査申請書（様式第2号）又は出来高部分検査申請書（様式第6号）により行うものとする。

(検査の命令等)

第8条 工事の検査命令は、検査命令簿（様式第3号）により行うものとする。

2 工事の検査決定の通知は、検査決定通知書（様式第1号、第2号、第5号又は第6号）により行うものとする。

3 検査員は、検査を行うときは、監督員を通じて受注者に通知をするものとする。

(検査の立会い)

第9条 受注者又はその代理人並びに監督員及び所属長の命じた者は、検査に立会い検査員の指示に従わなければならない。

(検査の手続)

第10条 受注者は、工事の検査を受けようとするときは、規程第25条に定める工事完成届、委託業務完成届又は規程第28条に定める出来高部分検査要求書を市長に提出し、検査を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する工事完成届、委託業務完成届又は出来高部分検査要求書を受理したときには、工事においては14日以内に、委託業務においては10日以内に

検査を行わなければならない。

- 3 受注者が中間検査を受けようとするときは、中間検査要求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。また、所属長が中間検査を受けようとするときは、中間検査申請書（様式第5号）を契約・検査担当参事に提出し、検査を受けなければならない。

（検査の方法）

第11条 検査員の検査の方法及び基準は、別に定める。

- 2 受注者は、前項の規定による検査方法及び採点基準については、異議を申し立てることができない。

（改善等の命令）

第12条 検査員は、検査の結果、不合格の部分がある場合には、当該工事の受注者に対し、その不合格の部分について期間を定めて工事の改造、補修又は補正を工事手直し指示書（規程様式第23号）又は委託業務補正指示書（規程様式第24号）により命令し、又は指示しなければならない。ただし、特殊なものについては、当該工事を主管部長に協議して行うものとする。

（再検査）

第13条 受注者は、前条に規定する命令を受けた場合には、その命令する期間内に手直し工事又は補正業務を完了しなければならない。

- 2 受注者は、前項の手直し工事又は補正業務が完成したときは、手直し工事完了報告書（規程様式第25号）又は委託業務補正完了報告書（規程様式第26号）を市長に提出し、改めて検査を受けなければならない。

（検査の復命）

第14条 検査員は検査を完了したときは、規程第17条第3項に定める工事竣工検査復命書に検査写真帳及び別に定める検査評定書を添えて、速やかに復命しなければならない。

### 第3章 完成検査

（出来形検査）

第15条 完成検査は、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類（以下「契約図書」という。）に基づき工事の出来形の適否及び工事の進捗状況等を現地において検査しなければならない。この場合において、直営工事にあつては、関係帳簿等の検査を併せて行うものとする。

- 2 検査員は、前項の検査をする場合には、特に規格、品質及び数量等を測定検査し、契約図書にその出来形が適合しているか否かを確認しなければならない。

（書類判定）

第16条 検査員は、地中、水中等外部に現れない工事で、当該工事の適否の判定が困難なときは、監督員から工事施工の状況等を聴くとともに記録、写真、資料その他の関係書類に基づいて判定するものとする。

（破壊検査等）

第17条 検査員は、必要があると認めるときは、破壊検査又は特殊検査を行い、出来形の適否を検査するものとする。この場合における破壊は、必要最小限にとどめなければならない。

(貸与品及び支給材料の状況把握)

第18条 検査員は、検査に係る工事について、貸与品又は支給材料があるときは、関係書類に基づきその保管、使用及び返納等の状況を把握し、当該状況の適否を判定しなければならない。

#### 第4章 出来高部分検査

(出来高部分検査)

第19条 出来高部分検査は、工事の完成前に代価の一部を支払う必要がある場合において、その出来高を確認するために行うもので、完成検査の重複執行を妨げないものとする。

(出来高部分検査の方法)

第20条 出来高部分検査の方法は、前章の例による。

#### 第5章 中間検査

(中間検査)

第21条 検査員は、必要があると認めるとき又は第10条第3項の中間検査要求書が提出されたときは、工事の施工途中において、その出来高部分について検査することができる。

2 前項に規定する検査の方法は、第3章の例による。

#### 第6章 工程管理

(工程の把握)

第22条 所属長は、工事の進捗状況を毎月把握しなければならない。

#### 第7章 雑則

(検査のための調査等)

第23条 検査員は、工事現場に立ち入り、受注者及びその使用人又は監督員等に対し口頭若しくは書面により説明を求め、質問し、又は必要な書類を提示若しくは提出させることができる。

(補則)

第24条 その他工事の検査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年4月1日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年2月3日規則第6号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日規則第30号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第38号）  
この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日規則第15号）  
この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第39号）  
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第35号）  
この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規則第42号）  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月30日規則第 号）  
この規則は、令和8年5月1日から施行する。

## 工事竣工検査申請書

年 月 日

（宛先）契約・検査担当参事

監督員

下記工事について、年 月 日完成届が提出されたことにより、別冊設計仕様書及び図面により竣工検査をお願いします。

### 記

1. 工事場所 松阪市 町 地内
2. 工事名
3. 受注者 氏名又は商号及び  
代表者氏名
4. 請負代金 金 \_\_\_\_\_ 円
5. 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
6. 完成年月日 年 月 日
7. 工事概要

年 月 日

様

契約・検査担当参事

### 工事竣工検査決定通知書

上記で要求のあった検査について下記のとおり決定する。

1. 検査予定日 年 月 日
2. 検査員 \_\_\_\_\_

受付番号

委託業務完成検査申請書

年 月 日

（宛先）契約・検査担当参事

監督員

下記委託業務について、年 月 日完成届が提出されたことにより、  
別冊設計仕様書により完成検査をお願いします。

記

1. 委託業務履行場所 松阪市 町 地内
2. 委託業務名
3. 受注者 氏名又は商号及び  
代表者氏名
4. 委託業務料 金 \_\_\_\_\_ 円
5. 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
6. 完成年月日 年 月 日
7. 委託業務内容

年 月 日

様

契約・検査担当参事

委託業務完成検査決定通知書

上記で要求のあった検査について下記のとおり決定する。

1. 検査予定日 年 月 日
2. 検査員 \_\_\_\_\_

受付番号

様式第3号（第8条関係）

決 裁					

検 査 命 令 簿  
（ 年 月 分）

部 課 名	
-------	--

公告番号	工 事 名	契約額 (円)	受注者	完成年月日	監 督 員 (所属・氏名)	工事概要	検 査 員 (所属・氏名)	検 査 日	備 考
検査区分	( 工 事 場 所 )								

※検査区分欄は、上段に工事・委託の区分及び下段に竣工・出来高・中間検査の区分を記入する。  
 ※監督員欄、検査員欄は、所属及び氏名を記入する。

## 中間検査要求書

年 月 日

(宛先) 松 阪 市 長

(受注者)

下記工事について、松阪市建設工事検査規則第10条第3項に基づき、  
中間検査を要求します。

### 記

1. 工事場所 松阪市 町 地内

2. 工事名

3. 受注者 氏名又は商号及び  
代表者氏名

4. 請負代金 金 \_\_\_\_\_ 円

5. 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日

6. 工事概要

7. 中間検査年月日 年 月 日

8. 検査結果

検査員

印

様式第5号（第8条、第10条関係）

## 中間検査申請書

年 月 日

（宛先）契約・検査担当参事

所属長

下記工事について、松阪市建設工事検査規則第10条第3項に基づき、中間検査を申請します。

### 記

1. 工事場所 松阪市 町 地内
2. 工事名 \_\_\_\_\_
3. 受注者 氏名又は商号及び  
代表者氏名
4. 請負代金 金 \_\_\_\_\_ 円
5. 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
6. 中間検査概要

年 月 日

様

契約・検査担当参事

### 中間検査決定通知書

上記で要求のあった検査について下記のとおり決定する。

1. 検査予定日 年 月 日
2. 検査員 \_\_\_\_\_

受付番号

--

様式第6号（第7条、第8条関係）

## 出来高部分検査申請書

年 月 日

（宛先）契約・検査担当参事

監督員

下記工事について、年 月 日出来高部分検査要求書が提出されたことにより、別冊設計仕様書及び図面により出来高部分の検査をお願いします。

### 記

1. 工事場所 松阪市 町 地内
2. 工事名 \_\_\_\_\_
3. 受注者 氏名又は商号及び  
代表者氏名
4. 請負代金 金 \_\_\_\_\_ 円
5. 工期 着手 年 月 日  
完成 年 月 日
6. 要求年月日 年 月 日
7. 工事概要  
(出来高部分)

年 月 日

様

契約・検査担当参事

### 出来高部分検査決定通知書

上記で要求のあった検査について下記のとおり決定する。

1. 検査予定日 年 月 日
2. 検査員 \_\_\_\_\_

受付番号